

## 『自動車税制に関するアンケート調査』結果

### 1 調査概要

- ・調査対象：全国の18歳以上の自家用乗用車保有者
- ・調査方法：インターネット調査（JAFホームページにて実施）
- ・調査期間：平成24年7月20日（金）～8月31日（金）
- ・有効回答者数：16,857人

※構成比を表示したグラフでは、各数値を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

### 2 設問

<はじめにお読みください>

○自動車には消費税以外に、取得（購入）、保有、使用（走行）の段階で様々な税が課せられています。

これら税金の中には、かつて暫定税率としていた本来の約2倍もの税率が、「当分の間」としながらそのまま維持されているものもあります。

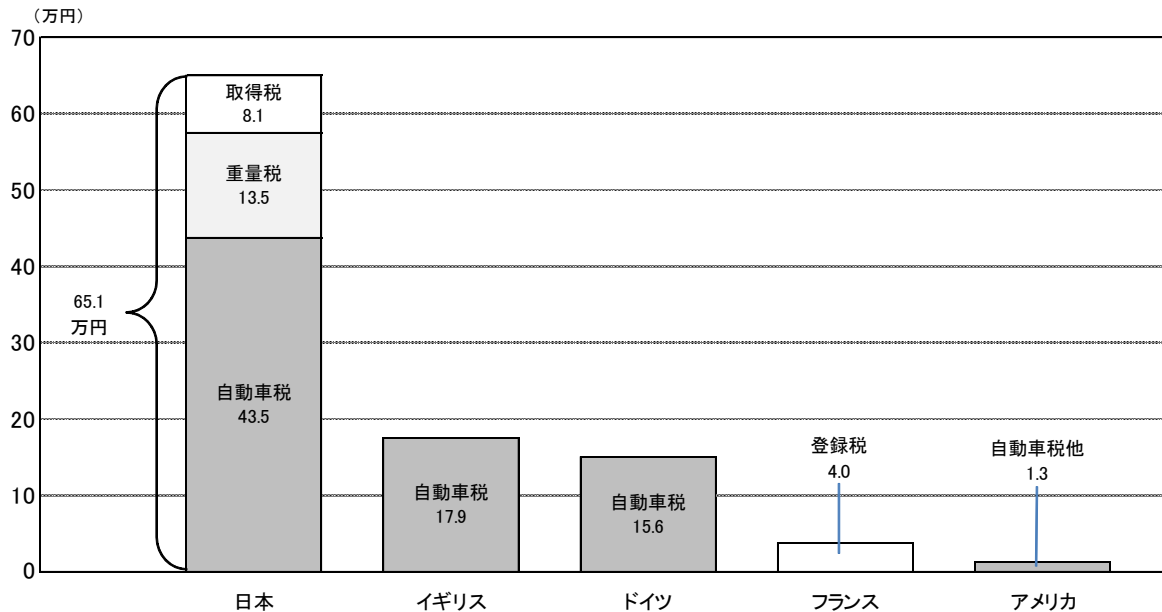
【表1】平成24年度の自動車税制

※自家用乗用車の場合

税目	本来の税率	現行の税率	本来の税率との比較
自動車取得税	3%	5%	1.7倍
自動車重量税	2,500円/0.5t/年	ハイブリッドカーなどの次世代自動車および2015年度燃費基準達成車 2,500円/0.5t/年	変わらない
		車齢18年超の車両 6,300円/0.5t/年	2.5倍
		車齢13年超の車両 5,000円/0.5t/年	2.0倍
		上記以外の車両 4,100円/0.5t/年	1.6倍
自動車税	排気量に応じ課税	排気量に応じ課税	変わらない
軽自動車税	7,200円/年	7,200円/年	変わらない
ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	28.7円/ℓ	53.8円/ℓ	1.9倍
軽油引取税	15.0円/ℓ	32.1円/ℓ	2.1倍
石油ガス税	17.5円/kg	17.5円/kg	変わらない
消費税	5%	5%	変わらない

○また、日本では自動車の取得段階で消費税に加え自動車取得税が課せられ、さらに保有段階においては、自動車税（軽自動車は軽自動車税）と自動車重量税が課税されており、その負担は欧米諸国に比べ約 3.6～50 倍と極めて過重なものとなっています。欧米では、自家用乗用車に自動車重量税と同種の税金を課している国はありません。

【グラフ1】車体（取得・保有）課税の国際比較〔11年間使用した場合〕



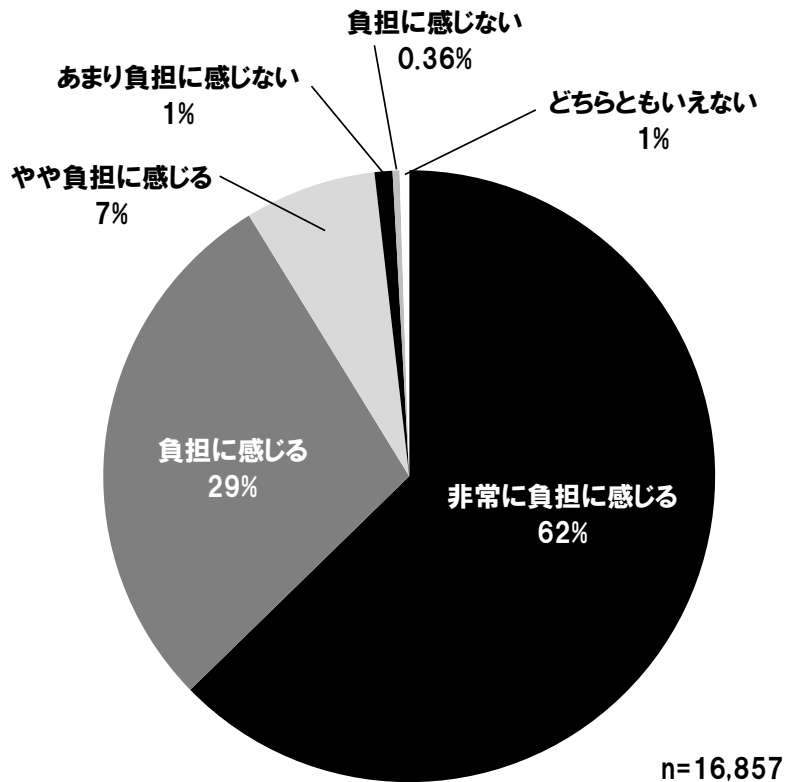
前提条件:[1]排気量1800cc [2]車両重量1.5トン未満 [3]車体価格180万円 [4]10・15モード燃費値:16.1km/リットル(CO2排出量:144g/km)  
 [5]フランスはパリ市、アメリカはニューヨーク市 [6]フランスは課税馬力8 [7]11年間使用(平均寿命) [8]為替レート: 1ユーロ110円、1ポンド130円、1ドル80円(2011年4月～2012年3月の平均)  
 注:1.2012年4月時点の税体系に基づく試算。但し、日本の自動車重量税額は2012年5月1日からの新税率(4,100円/0.5トン/年)で計算。  
 2.各国の環境対策としての税制政策(軽減措置)は加味していない。3.各国の登録手数料は除く。4.フランスは2000年をもって個人所有に対する自動車税は廃止。  
 ※日本自動車工業会資料より

【表2】自家用乗用車にかかる年間の税金

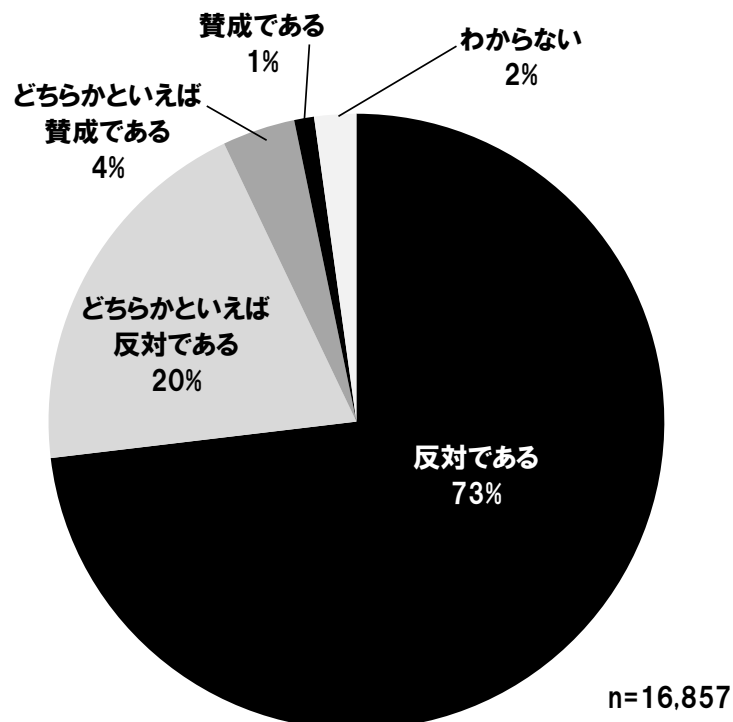
	税目	徴収方法	金額
保有段階	自動車税	納税通知書にて振り込み	¥39,500
	自動車重量税	新車購入時、または車検時	¥12,300
走行(使用)段階	ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	ガソリン給油時	¥53,800
	消費税	ガソリン給油時	¥7,000
合計			¥112,600

排気量/1,800cc、車両重量/1.5トン未満の車両で、年間走行距離/10,000km(年間ガソリン使用量/1,000リットル)の場合。  
 (※ガソリン小売価格は140円/リットルで換算、エコカー減税等の適用外車両)  
 なお、自動車重量税額は2012年5月1日からの税率(4,100円/0.5トン/年)で計算。

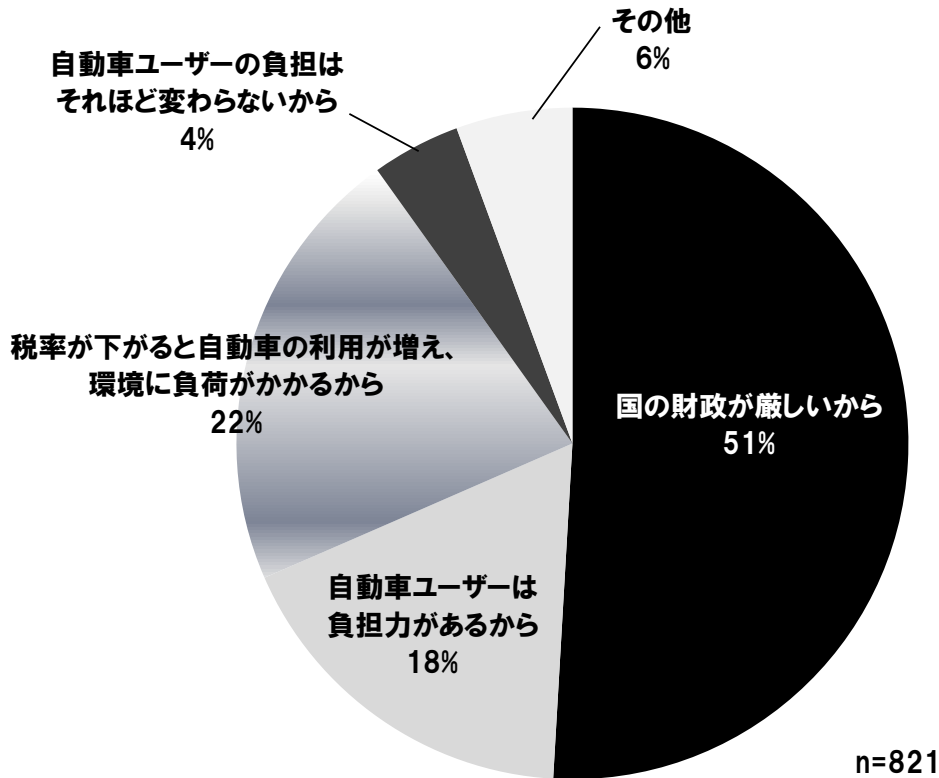
問1：マイカーには毎年、概ね【表2】の税金が課せられています。あなたはこれら自動車にかかる税金を負担に感じますか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。



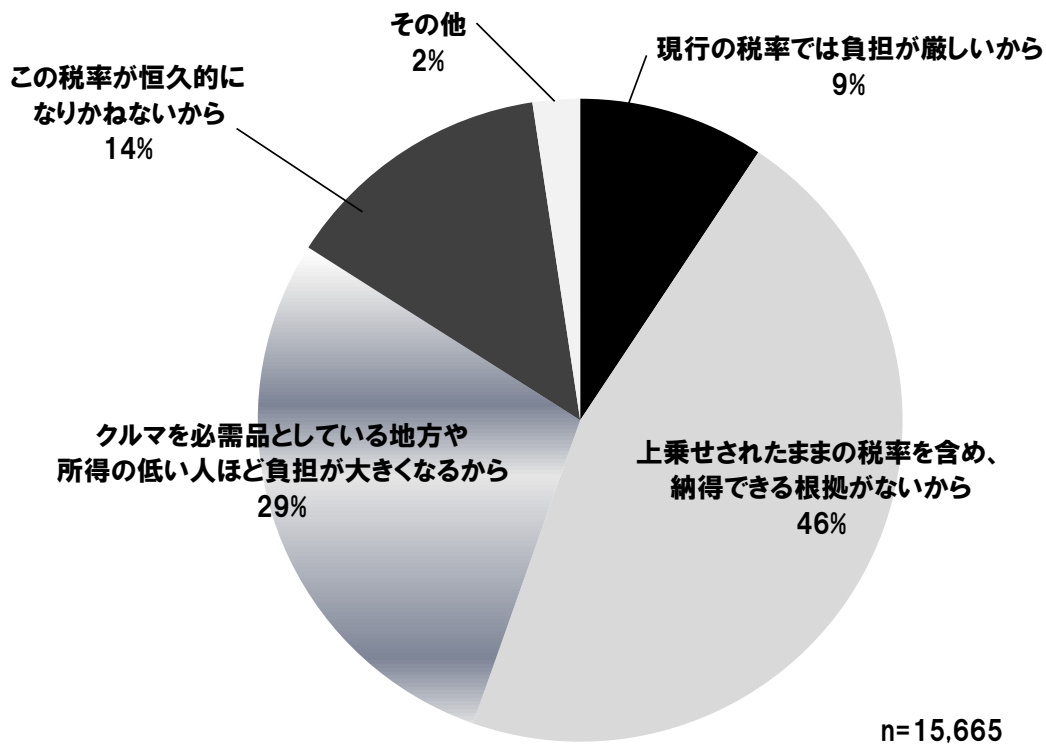
問2：自動車の税金には、【表1】の通り、国の財政が厳しいという理由から本来の約2倍もの税率（旧暫定税率）が「当分の間」として維持されたままのものもあります。このように、上乗せされた税率が維持されていることについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。



問3：問2で「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。以下の中から、賛成の理由としてもっとも当てはまるものを1つだけお選びください。



問4：問2で「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた方にお聞きします。以下の中から、反対の理由としてもっとも当てはまるものを1つだけお選びください。



問5：自動車重量税は道路整備費の財源不足を補うため創設された税であり、道路がよくなればその利益をこうむるとして、その負担を自動車の使用者に課税したことが始まりでした。しかし、平成21年度に一般財源化されたことにより、現在では課税根拠を失っており、自動車重量税は廃止すべきという意見もあります。

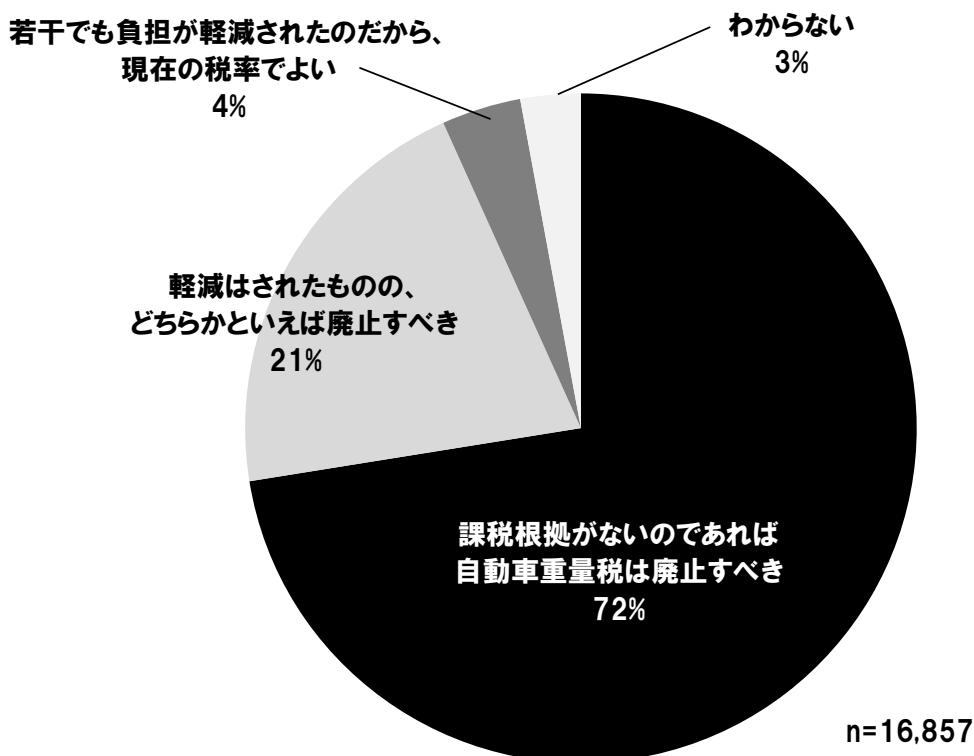
その税額については、今年の5月から【表3】のとおり若干の軽減がなされましたが、依然として税そのものは残されたままとなっているのが現状です。

このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

【表3】自動車重量税の新旧比較

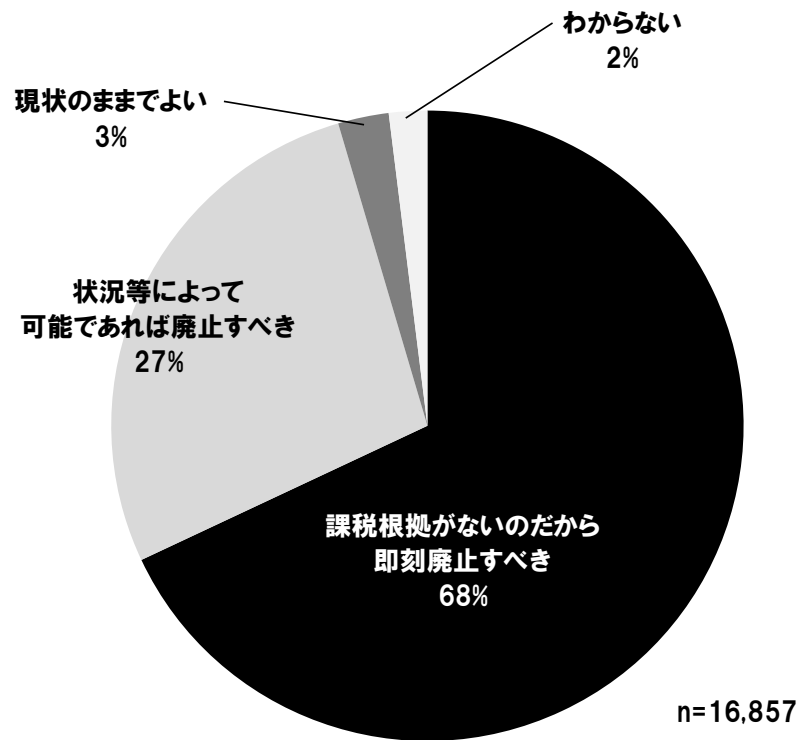
※自家用乗用車の場合

旧税率		新税率(平成24年5月1日以降)	
ハイブリッドカーなどの次世代自動車	2,500円/0.5t/年	ハイブリッドカーなどの次世代自動車および2015年度燃費基準達成車	2,500円/0.5t/年
車齢18年超の車両	6,300円/0.5t/年	車齢18年超の車両	6,300円/0.5t/年
上記以外の車両	5,000円/0.5t/年	車齢13年超の車両	5,000円/0.5t/年
		上記以外の車両	4,100円/0.5t/年

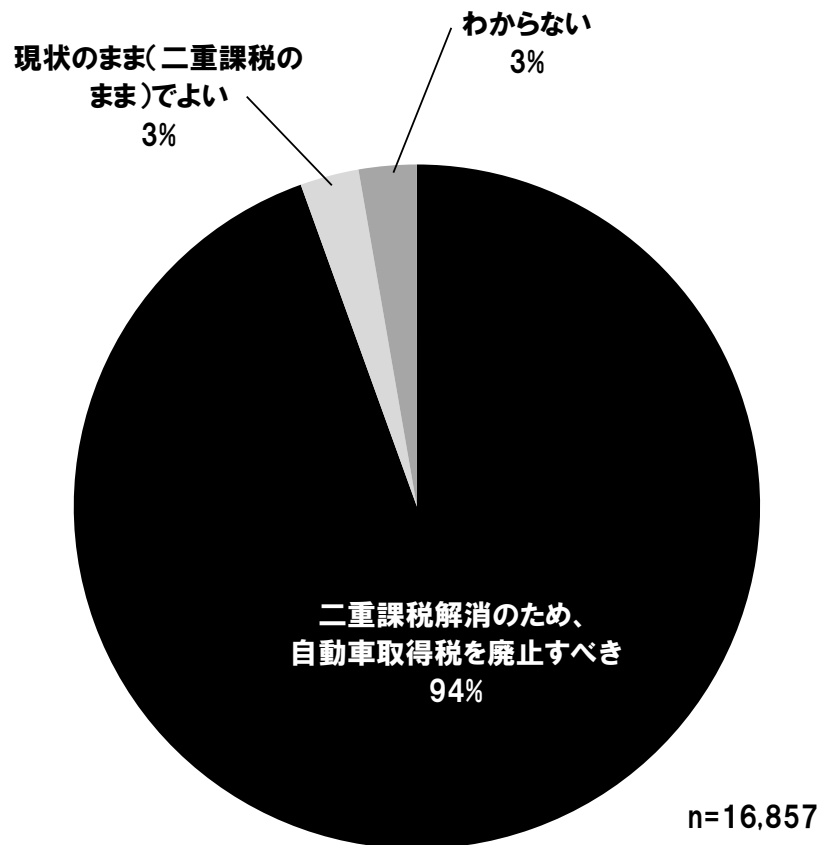


問6：自動車取得税は地方の道路財源として創設された税であり、自動車重量税と同様に、道路整備の費用負担を受益者である自動車使用者に課したことが始まりでした。しかし、これも平成21年度の一般財源化によって現在では課税根拠を失っているため、自動車取得税は廃止すべきという意見もあります。

このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

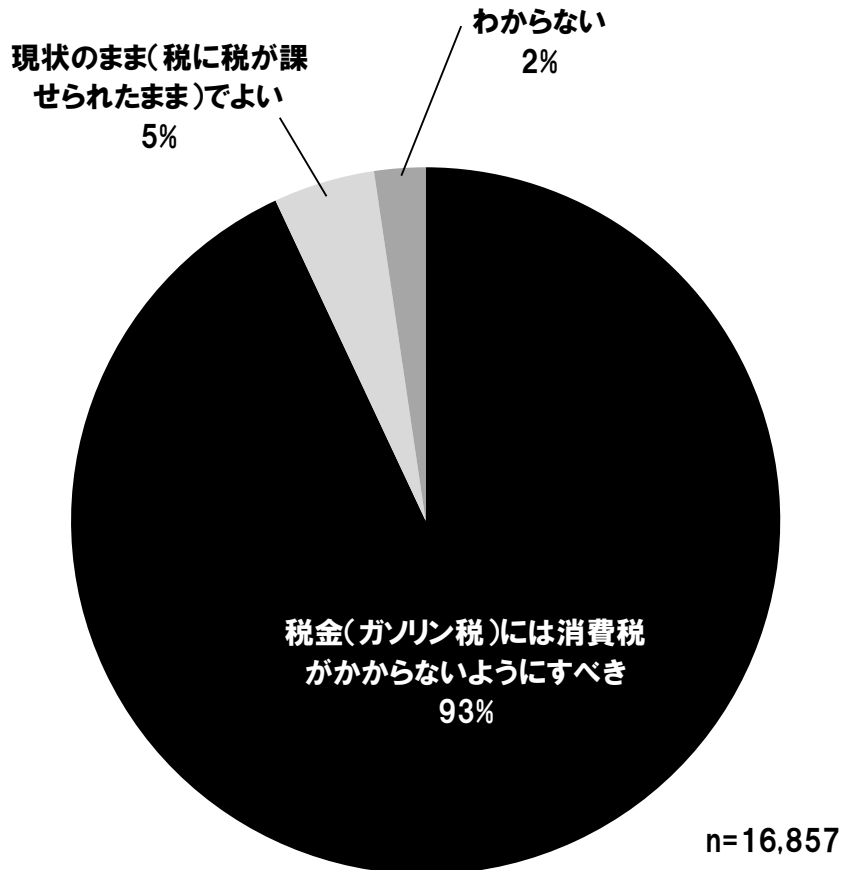
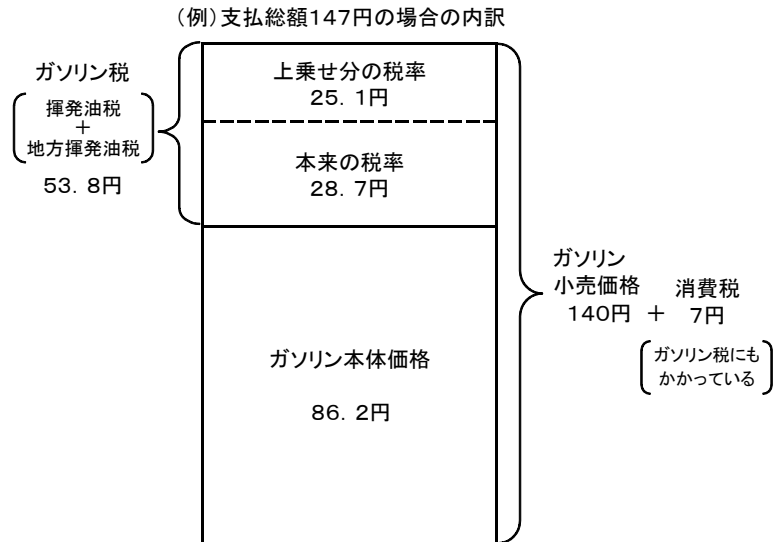


問7：自動車購入の際には、消費税と自動車取得税（5%）という似かよった税金が同時（二重）に課せられます。今後仮に、この二重課税が解消されないまま、消費税が増税されたとすると、この負担割合はさらに増えることになります。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。



問8：ガソリンには【表4】のように、ガソリン本体の価格にガソリン税が加算され、それらの合計額に、さらに消費税が課税されるという（税に税が課せられる）仕組みとなっていますが、このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

【表4】ガソリン税にもかかる消費税





問9：とくに公共交通機関の整備が十分でない地方では、生活の足として自動車が必需品であり、【表5】のように一世帯で複数台の自動車を持たざるを得ない状況です。そのため地方においては自動車に係る税金が大都市圏と比べて大きな負担となっているという指摘があります。

このように地方ほど大きな負担を強いる現行の自動車税制を、国の財政状況が厳しいという理由で維持することについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

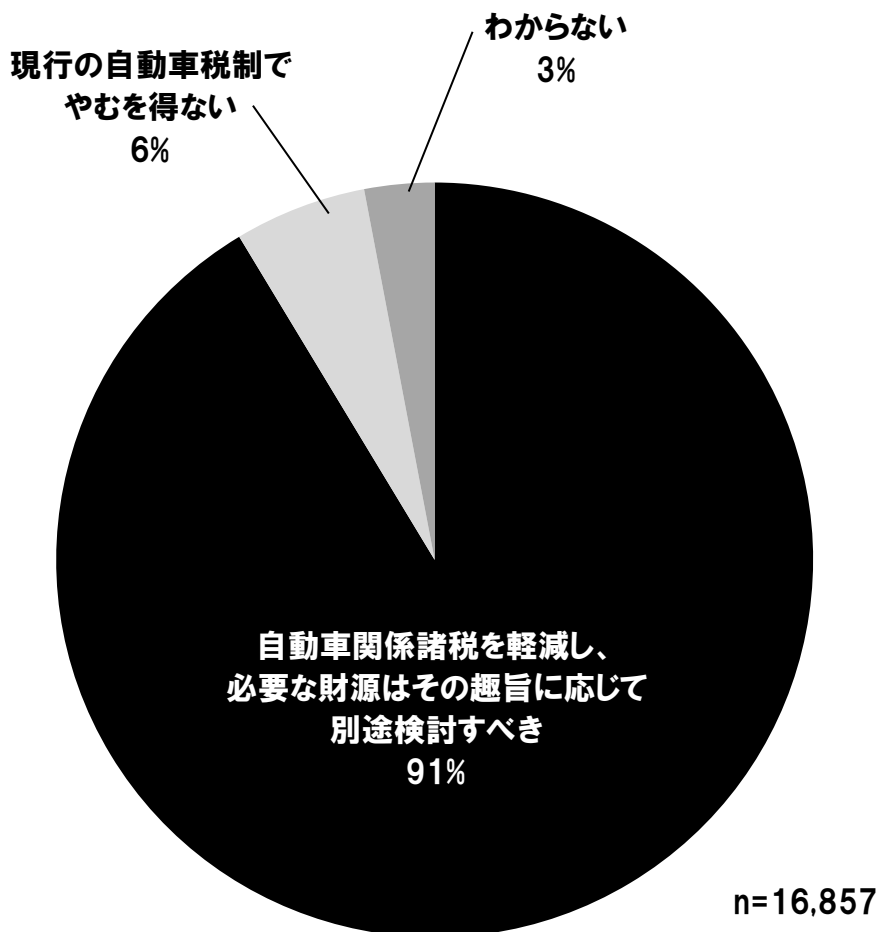
【表5】自家用乗用車の世帯当たりの普及台数（都道府県別・ランク順）

平成23年3月末現在

順位	都道府県	世帯当たり普及台数
1	福井県	1.748台
2	富山県	1.715台
3	群馬県	1.667台
4	山形県	1.653台
5	岐阜県	1.647台

順位	都道府県	世帯当たり普及台数
43	兵庫県	0.934台
44	京都府	0.860台
45	神奈川県	0.754台
46	大阪府	0.677台
47	東京都	0.484台

資料：自動車検査登録情報協会



Q10：そのほか、自動車税制のことについてご意見があればお聞かせください。

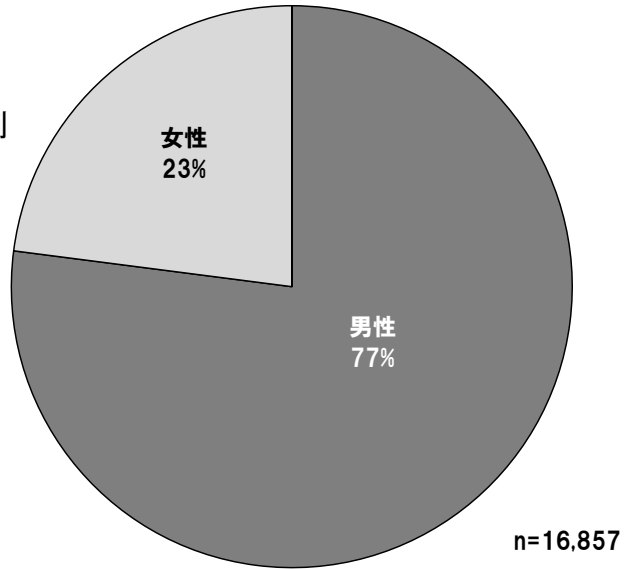
(自由記述：回答数 8,363件より一部抜粋)

- ・もはや自動車は贅沢品ではなく、主要道路も確保されている。今後は、エネルギー・環境政策や都市と地方のあり方などを鑑みながら新しい自動車税を、社会福祉及び他の税と一体で検討すべき。  
〔北海道 40代 男性〕
- ・地方では自動車が生活の足となっている上、所得はあまり多くないのが実状です。そのため、自動車に掛かる税金が重い負担になっているのも事実です。  
〔青森県 20代 男性〕
- ・私の家は福島市内でも山手にあって、車は生活に必需品である。決して車は贅沢品でない。またタイヤも積雪のため、夏タイヤと冬タイヤを用意しなければならない。これに消費税が増額されると、軽自動車を保有しているにもかかわらず、年金生活者の私には税負担は大変である。ぜひ、二重課税はやめてもらいたいし、各種税も見直してほしい。  
〔福島県 60代 女性〕
- ・受益者負担という言葉が巧みに使って、自動車がないと生活できない地域の人から、多額の税金を取り上げている現状は、とても納得できるものではない。車を持っていなくても、車による受益はあるのだから、今の税制は不公平であると思う。  
〔栃木県 50代 男性〕
- ・どういう目的で徴収する必要があるのか、全体を整理して新たな税制を組み立てなおさないと、負担感ばかりがつのります。本当に必要な税金なんだと理解できれば、気持ちよく納税できるのに…  
〔千葉県 40代 女性〕
- ・税金の種類が多すぎて十分な理解が出来ません。税体系を簡素化してユーザーの納得感を得るようにしてほしい。  
〔東京都 50代 男性〕
- ・自動車を所有することによって払う税金が、道路整備や環境問題に使われるなら納得するが、課税根拠が無いままに課税されることに反対。消費税が、ガソリン税部分にも課税されている現行の制度には、以前から疑問でした。消費税増税に際し、二重課税は廃止すべき。  
〔神奈川県 40代 女性〕
- ・車の有無は所得と相関関係があまりなく、とりわけ私の居住地は1人1台車がないと生活に支障をきたす環境であるため、負担が非常に重く感じられます。所得との兼ね合いで決定するようなシステムを検討して欲しいです。  
〔富山県 40代 男性〕

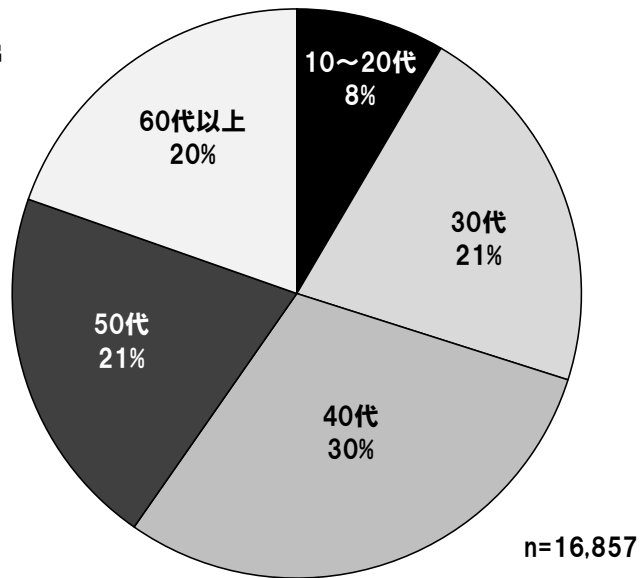
- ・取りやすいところから取るのは反対。車はもはや所有者のみが受益者ではない。税制の不公平を見逃してはならない。  
〔石川県 50代 男性〕
- ・自動車は高い買い物です。購入後も結構なお金がかかります。そのために車の購入、所持を諦める方もいます。もう少し税金を下げたり、その課せられてる税金を払う意義が見出せたら購入する人も増えるのでは？  
〔愛知県 20代 女性〕
- ・自動車にかかわる現行の税金は自動車を贅沢品だとしていた時代のまま残されていると思う。今や自動車は贅沢品ではなくただの道具に過ぎない。自動車を特別視するような税制は即刻改正すべきだ。  
〔大阪府 40代 男性〕
- ・自動車を持つことは環境にも負荷がかかるものであり、これを抑制するために税金がかかるのはやむをえない点もある。しかし、ガソリンなどのように、二重に税金がかかることや、本当に必要な道路整備に使われているかどうかということには疑問を感じます。  
〔兵庫県 30代 女性〕
- ・とにかく自動車税制のしくみを国はもっとわかりやすく説明すべきだと思います。わけのわからない課税が多く、納得できない部分が多いと思います。  
〔広島県 40代 女性〕
- ・単一の物品に対して、複数の税金が課税されること自体がおかしいと思う。消費税が上がるのを機会に課税は一つにするべきである  
〔鳥取県 50代 男性〕
- ・私は派遣社員をしておりますが、任意保険と車検代が払えそうになかったので今年、軽自動車を売り、原付に替えました。雨の日はやはり車の方が便利です。外国と一概に比較はできないのですが、税金の割高感は否めません。低所得者には低い税率が適用されるような仕組みがあってもいいと思います。〔愛媛県 20代 男性〕
- ・一般財源化した課税根拠がない税金をなぜ自動車所有者だけ取られるのかがわかりません。ガソリン税も含め納得出来ないものが多いです。頭から払わないと言ってるのではなく、明確な用途を示して欲しいです。但し、二重課税には全く同意出来ませんが。  
〔熊本県 30代 男性〕
- ・他国と比較してあまりの差に愕然とした。自動車生産及び輸出大国でありながら国内で自動車が売れなくなって行く現状を改善するためには収入の少ない若い世代が自動車を所有出来るように過大な税負担を軽減しなければいけない。  
〔沖縄県 40代 男性〕

〔回答者属性〕

性別



年齢層



居住地域

